

平成26年度 議案第4号

都 — 1212 — 2

平成26年12月16日

秋田県都市計画審議会会長 様

大館都市計画道路の変更について

(1・3・101号根下戸商人留線)

秋田県知事 佐竹 敬久



大館都市計画道路の変更について (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

1・3・101号根下戸商人留線

平成27年1月27日審議

秋田県都市計画審議会会長

大館都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中1・3・101号根下戸商人留線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・3・101	根下戸積迦内線	大館市根下戸新町	大館市積迦内字積迦内	大館市沼館字藤蕪	約4,520m		4車線	22.0m		
	構造形式の内訳		大館市根下戸新町	大館市片山字天神		約420m	地下式		22.0m		
			大館市片山字天神	大館市積迦内字積迦内		約3,920m	嵩上式		22.0m		
						約180m	地表式		22.0m		
	その他		起点方向 大館都市計画道路大館南高速線に接続								
		なお、大館市積迦内字積迦内地内に出入口を設ける。									
		終点方向 大館都市計画道路東大橋橋桁線に接続									

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

1・3・101号根下戸商人留線について、本都市計画道路の終点となる大館北ICの位置の変更に伴い、路線延長を減ずるとともに、路線名について終点位置の地名を踏まえ「根下戸積迦内線」に変更する。

変更理由書

都市計画道路1・3・101号根下戸商人留線は、広域交通網の形成を目指し、平成8年に大館市街地西部と北部をつなぐ自動車専用道路として現在と同様の形状で都市計画決定され、平成14年には車線数のみを追加決定し、現在の計画となっている。

当初計画時点においては、当該路線は有料道路事業として整備される予定であったため、当該路線終点部の大館北ICについては、料金所を含めたトランペット型のICで商人留地内に設置する計画としていた。

その後、道路事業を巡る情勢の変化により、当該路線及びこれにつながる大館・小坂間が無料区間となったことに伴い、大館北ICにおいては広い敷地を要する料金所の設置が不要となったため、市街地からのアクセスがより良い3・4・106号東大橋橋桁線（一般国道7号）の積迦内地内に大館北ICの位置を変更し、都市内における高速交通体系の利便性を向上させるものである。

また、本都市計画道路の終点となる大館北ICの位置変更に伴い、路線延長を減ずるとともに、路線名について終点位置の地名を踏まえ「根下戸積迦内線」に変更するものである。

変更対照表（秋田県決定）

（変更前）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・3・101	根下戸商人留線	大館市根下戸新町	大館市積迦内字狼穴	大館市沼館字藤蕪	約6,130m		4車線	22.0m		
	構造形式の内訳		大館市根下戸新町	大館市片山字天神		約420m	地下式		22.0m		
			大館市片山字天神	大館市積迦内字狼穴		約5,530m	嵩上式		22.0m		
						約180m	地表式		22.0m		
	その他		起点方向 大館都市計画道路大館南高速線に接続								
		なお、大館市積迦内字狼穴内地内に出入口を設ける。									
		終点方向 大館都市計画道路東大橋橋桁線に接続									

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

（変更後）

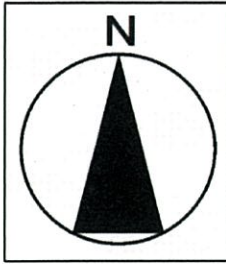
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・3・101	根下戸積迦内線	大館市根下戸新町	大館市積迦内字積迦内	大館市沼館字藤蕪	約4,520m		4車線	22.0m		
	構造形式の内訳		大館市根下戸新町	大館市片山字天神		約420m	地下式		22.0m		
			大館市片山字天神	大館市積迦内字積迦内		約3,920m	嵩上式		22.0m		
						約180m	地表式		22.0m		
	その他		起点方向 大館都市計画道路大館南高速線に接続								
		なお、大館市積迦内字積迦内地内に出入口を設ける。									
		終点方向 大館都市計画道路東大橋橋桁線に接続									

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

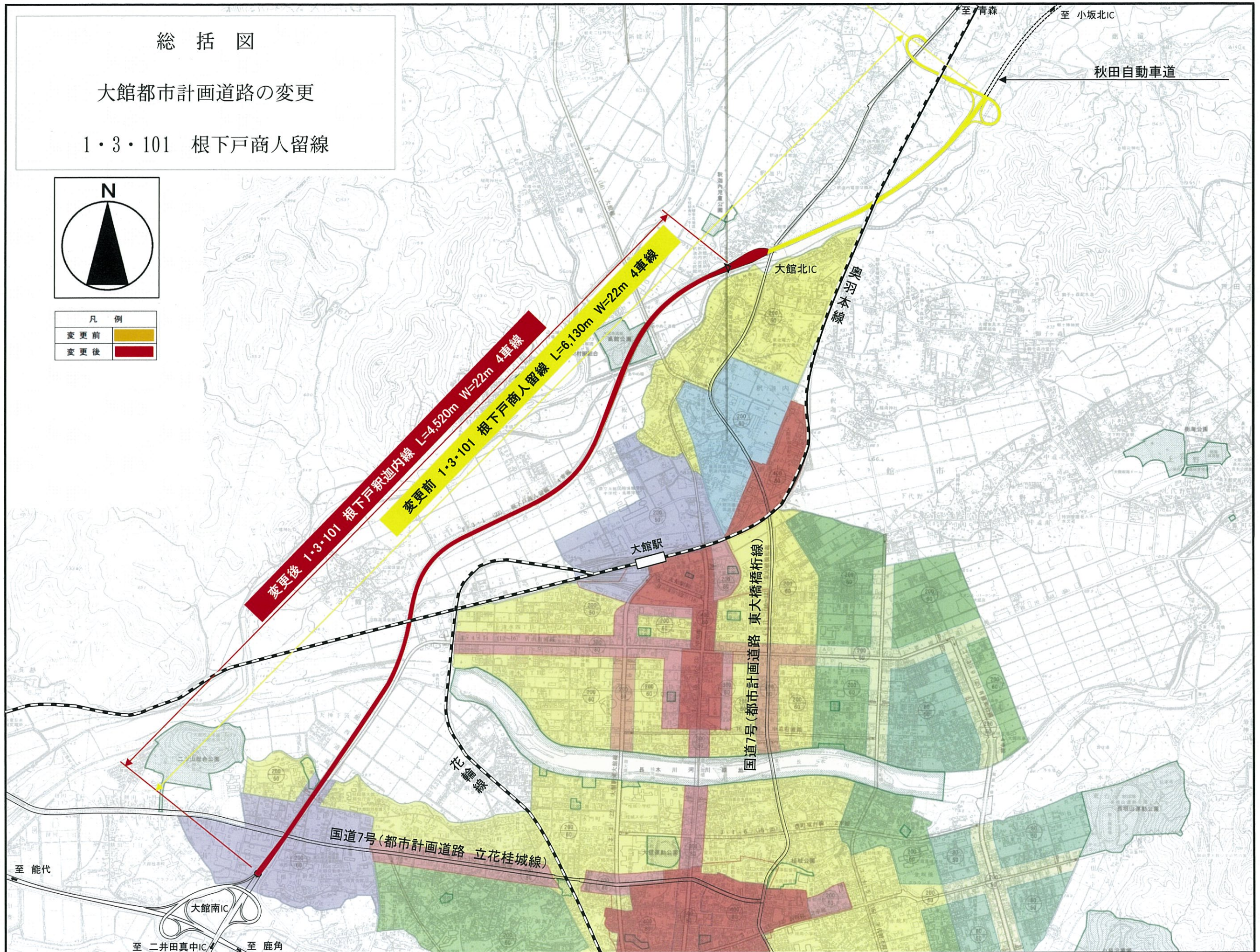
総括図

大館都市計画道路の変更

1・3・101 根下戸商人留線



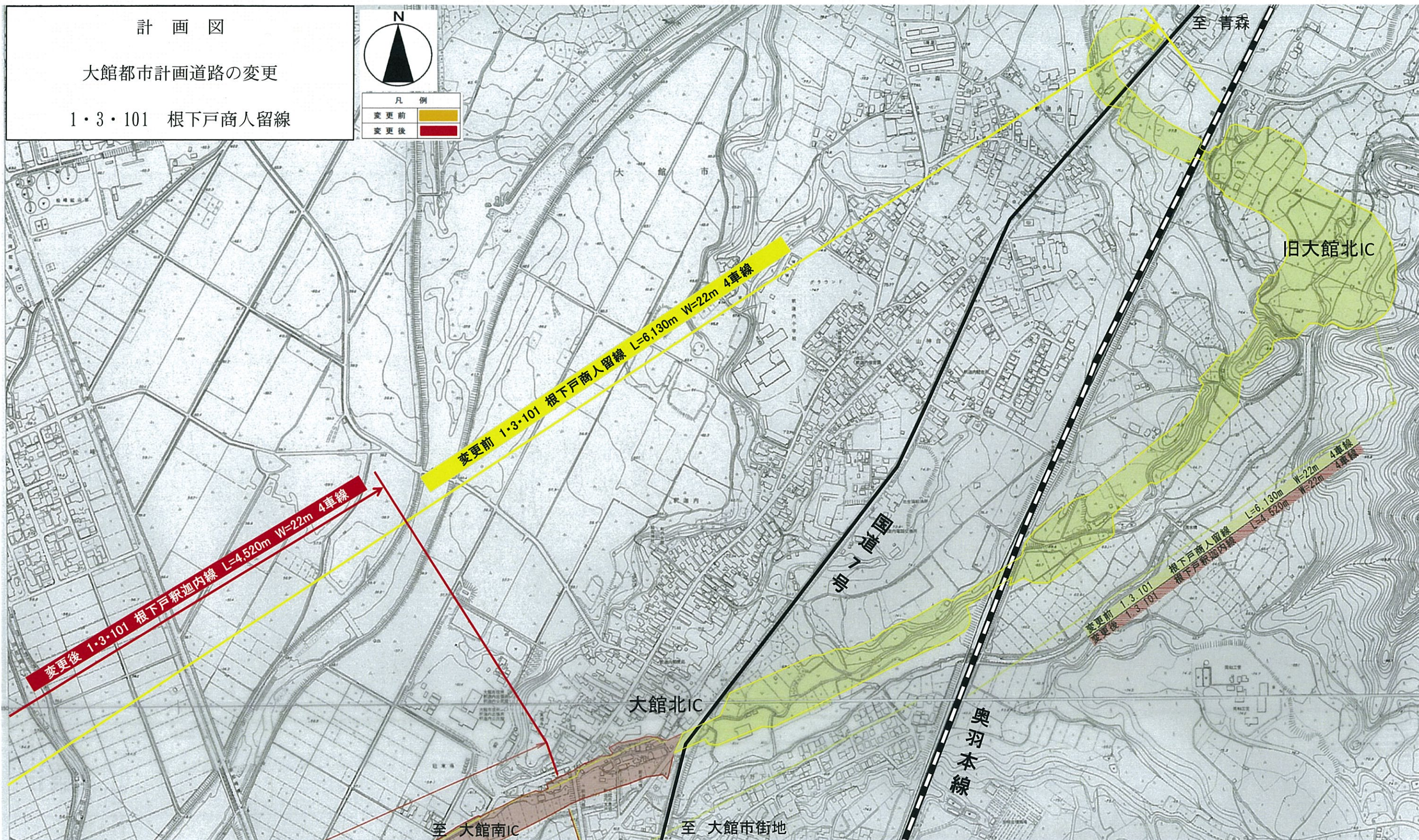
凡例	
変更前	黄色
変更後	赤色



計 画 図

大館都市計画道路の変更

1・3・101 根下戸商人留線



平成26年度 議案第5号

都 — 1212 — 3

平成26年12月16日

秋田県都市計画審議会会長 様

湯沢都市計画道路の変更について

(3・4・3号湯ノ原線)

秋田県知事 佐竹 敬久



湯沢都市計画道路の変更について (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

3・4・3号湯ノ原線

平成27年1月27日審議

秋田県都市計画審議会会長

湯沢都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中 3・4・3 号湯ノ原線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	湯ノ原線	湯沢市 字山谷	湯沢市 倉内 字四ッ屋	湯沢市湯ノ 原一丁目、 前森二丁 目、表町四 丁目	約 3,860 m	地表式	2車 線	16.0 m	幹線街路と平 面交差6箇所 自動車専用道 路湯沢高速線 と立体交差 JR 奥羽本線と 立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路 3・4・3 号湯ノ原線について、湯沢都市計画区域における人口動態及び社会経済情勢の変化により、今後の沿線における都市的土地利用の拡大の可能性は低いと判断されることから、当該路線の起点位置を用途地域縁辺部に変更し、延長を減ずるほか、新たに車線数を決定するものである。

変更理由書

都市計画道路 3・4・3 号湯ノ原線は、昭和 27 年に平清水湯ノ原線として都市計画決定された後、昭和 35 年に幹線街路として現在の名称で都市計画変更された。昭和 59 年には当時の都市計画道路山谷線の一部を取り込み現在と同様の計画諸元とし、湯沢市街地の東西をつなぐ幹線街路として都市計画決定されている。

昭和 59 年の変更時点においては、市街地は拡大傾向にあり、将来の市街地形成の方向性を検討の結果、沿線の都市的土地利用を見込み、湯沢墓地公園入口交差点を起点とする都市計画道路として決定した。

しかし、湯沢都市計画区域における人口動態及び社会経済情勢の変化などを踏まえ、今後、用途地域外の沿線における都市的土地利用の拡大の可能性は低いと判断されることから、当該路線の起点位置を用途地域縁辺部に変更し、延長を減ずるほか、新たに車線数を決定するものである。

変更対照表（秋田県決定）

（変更前）

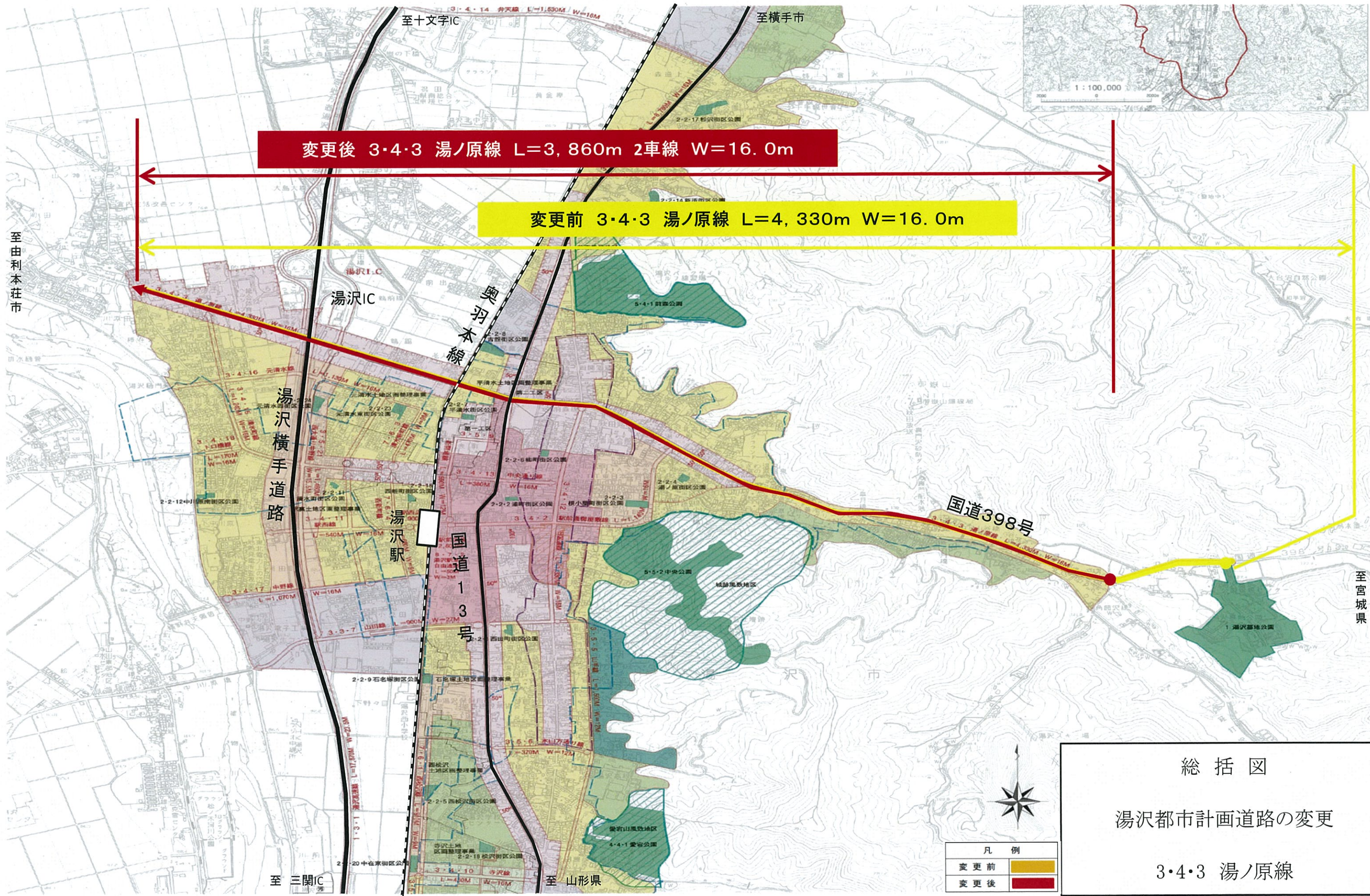
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	湯ノ原線	湯沢市 字山谷	湯沢市 倉内 字四ッ屋	湯沢市湯ノ 原一丁目、 前森二丁 目、表町四 丁目	約 4,330 m	地表式		16.0 m	幹線街路と平 面交差2箇所 国鉄奥羽本線 と立体交差1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

（変更後）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	湯ノ原線	湯沢市 字山谷	湯沢市 倉内 字四ッ屋	湯沢市湯ノ 原一丁目、 前森二丁 目、表町四 丁目	約 3,860 m	地表式	2車 線	16.0 m	幹線街路と平 面交差6箇所 自動車専用道 路湯沢高速線 と立体交差 JR 奥羽本線と 立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」



变更后 3・4・3 湯ノ原線 L=3,860m 2車線 W=16.0m

变更前 3・4・3 湯ノ原線 L=4,330m W=16.0m

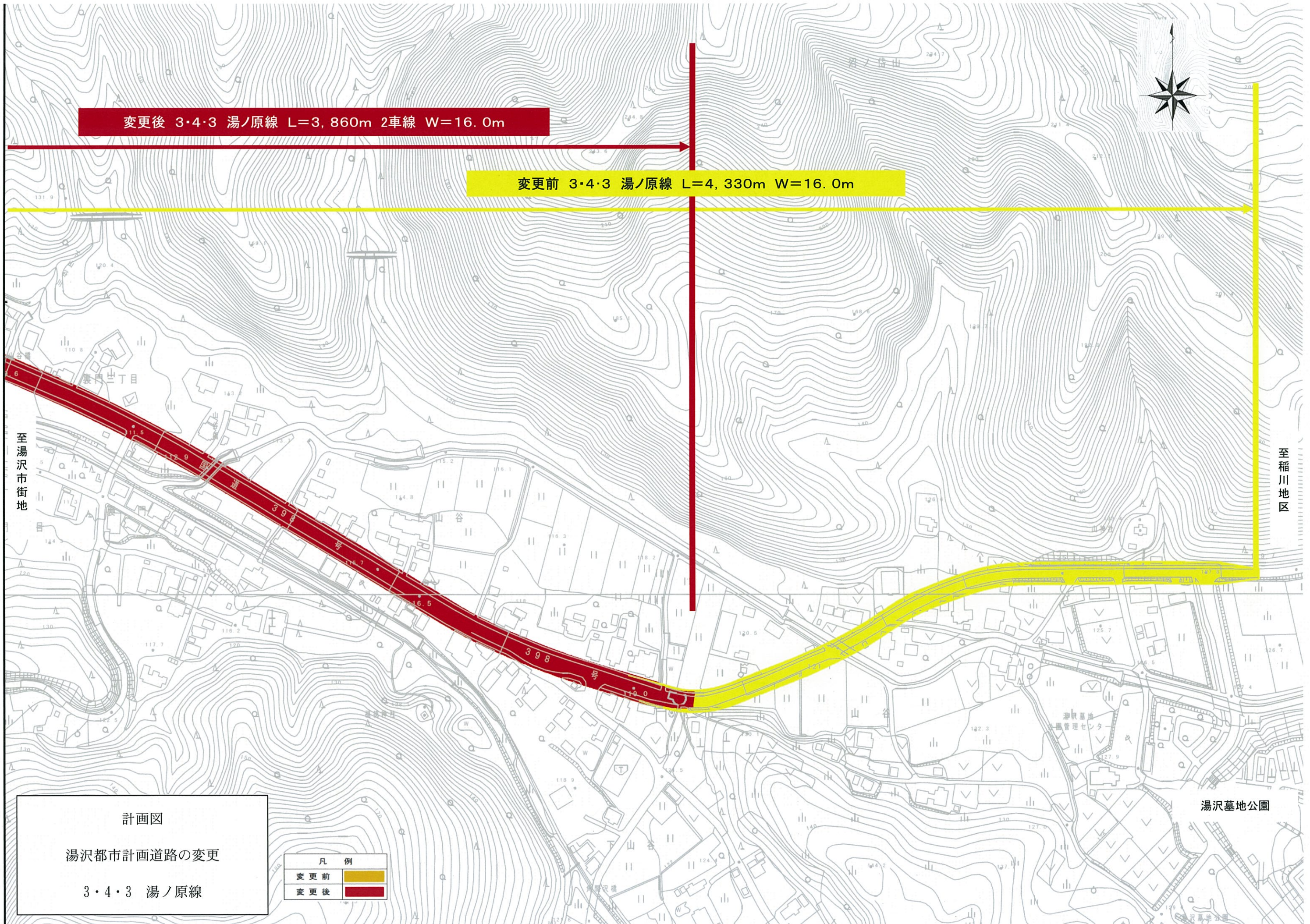


総括図

湯沢都市計画道路の変更

3・4・3 湯ノ原線

凡例	
变更前	黄色
变更后	赤色



変更後 3・4・3 湯ノ原線 L=3,860m 2車線 W=16.0m

変更前 3・4・3 湯ノ原線 L=4,330m W=16.0m

至湯沢市街地

至稲川地区

計画図
湯沢都市計画道路の変更
3・4・3 湯ノ原線

凡例	
変更前	黄色
変更後	赤色

湯沢墓地公園